

## 調査依頼・提訴・回答一覧

関東学連スプリントセレ実行委員会

### ・構成

- ・ロータリー侵入に関する調査依頼と回答(東工大、横浜市立大学)
- ・通過不能な植え込みの通過に関する調査依頼と回答(東工大)
- ・通過不能な植え込みの通過に関する調査依頼と回答(早大 OC)
- ・SI の記録に関する調査依頼と回答(千葉大学、早大 OC)
- ・上の SI の記録に関する回答に対する提訴と回答(早大 OC)

調査依頼用紙

大会実行委員会 御中

私は、下記の事項を調査していただくよう依頼します。

記

Q-91-1に入ったところのDISQですが、  
~~少し~~少し入ったところで係員に止められたので引き  
返しました。その場で対応を依頼いたします  
^  
返す

以上

提出者の氏名

角野 裕久

提出者の所属

東京工業大学

提出者の参加クラス

M5

- 本大会の実行委員会と致しましては、競技中の立入禁止の判断として、立入禁止区域に侵入した際も直ちに戻した場合は失格にしないという基準がございました。
- そして現地に係員を置き、引き留めを指示、失格の判断は各々に任せておりました。係員への聴取も実施いたした。
- 「係員に止まるように指示され、引き返した」という貴殿の主張を認め、

よって有効な記録として本大会では処理いたします。

同様に、「ロータリーに侵入して失格となったが、すぐに引き返したので失格を取り消して欲しい」という旨の調査依頼が、横浜市立大学の古谷直央 選手、田村一紗 選手の2選手からありました。実行委員会としては、上記の東工大の件と同様の事項であると認めて失格を取り消しました。

両件の調査依頼と回答の紙を誤って破棄してしまったため、実際の内容はこちらに載せていません。運営の勝手でご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げます。

# 調査依頼書

大会実行委員会御中

下記の記事の事項を調査していただきよう依頼します

記

0ヤブを切ったとしてDISQにならたか  
切りそじにならたこと、もどりヤブの切り目  
を撮影したため DISQは不当と考へる。

以上

提出者の氏名: 河野 幸大

提出者の所属: 東工大 @LT

提出者の参加クラス: CWS

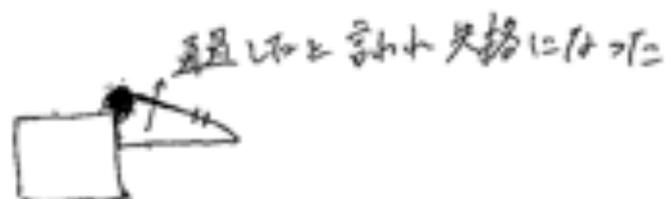
- 実行委員会の結論としては 救済することはできません。
- 現地。係員は貴殿が地図上で D ヤブとして表記されている箇所を 通過したことを確認しています。
- 本件は スプリント競技 という特性上、係員、目視による判断を優先すべきであると 考えています。
- 従って、JSSOM 所定、通過禁止の地図記号を 通った 競技者も 失格としている 本大会において、係員の判断は 妥当 であると言えます。
- 以上で 大会実行委員。回答とさせていただきます。

大会実行委員会 御中

私は下記の事項を調査していただくよう依頼します

記

1→2 の途中で通行不能  
の箇所を通過して失格と  
言われた。



運営者からそこには通路を閉じ青旗テープを設置していた  
と言われた。しかし私が通過したところにはそのテープはなかった。

つまり私の地図表記通り通行可能な場所を通過した。

また、監視員は常にその場所を監視していたわけではなく、  
他の競技者との公平性に欠けていると思います。

~~提出者~~

そのほか失格を取消して戻していただきます。

以上

提出者の氏名: 阿部 朱莉

提出者の所属: 早大OC

提出者の参加クラス: W5

## 早大OC 阿部 莉 佳

- ・ 現地在通れらうとあ、とも地図表記に従、て通行するのが、競技者の義務である。
- ・ 青黄テープがまいている箇所にはないが、  
通不可能な植込みを ~~め~~ を通過したところ、  
役員が ~~確認~~ している箇所を、  
目撃
- ・ 青黄テープは注意検気のために設置している  
ものだが、~~な~~い部分は通、ていいとい  
~~意~~意味ではない

以上のことから、車違を 失格 とす



調査依頼用紙

大会実行委員会 御中

私は、下記の事項を調査していただくよう依頼します。

記

千葉県大学 2年 ゼッケン番号 1021 MS 11:10 出走の  
壺井 虹汰 と申します。

18日不通過でバチとなっていました。

ステーションの方に通過記録が残っている可能性が  
ありますので、調査を依頼します。

以上

提出者の氏名 壺井 虹汰

提出者の所属 千葉県大学

提出者の参加クラス MS

# 調査依頼書

大会実行委員会御中

私は下記の事項を調査していただくよう依頼します

記

千葉大学1年、ゼミナール番号 1148、13=17出走の森川 輔です。

22ポが不通過でパナとぼててしまいましたが、パンチした自覚があるため、ユニットの方に記録が残っているか調査して頂きたいです。  
よろしく願います。

以上

提出者の氏名： 森川 輔

提出者の所属： 千葉大学

提出者の参加クラス： Ms

調査依頼用紙

大会実行委員会 御中

私は、下記の事項を調査していただくよう依頼します。

記

事象

私は会場に設置されているクリア・チェックおよびタッチリーステーション  
を試し、SIカードに問題がないことを確認した。スタート地区に  
おいても同様に確認し、問題ないことを確認した。また、スタート  
地区の役員からは何の指摘を受けなかった。

レース時には全コントロールを通過しており、16番においても  
パンチした際の信号および音を確認している。

以上のことから、日本オリエンテering競技規則ガイドライン  
18項の失格要件に当てはまらない。

しかし、Ws 16番コントロールを不通過であるといわれ、失格  
扱いになっている。

要求

SIステーションの記録の確認、およびSIカード、SIステーション等の  
電池残量の確認をお願いします。

以上

提出者の氏名 阿部 朱莉

提出者の所属 早大OC

提出者の参加クラス Ws

調査依頼用紙

大会実行委員会 御中

私は、下記の事項を調査していただくよう依頼します。

記

- ・ スタート前<sup>(念考)</sup>に clear check 音と光を確認し、会場を離れた。同様に Q, A フリーも問題なく機能することも確認した。
- ・ スタート地区でも同様に音と光を確認し、スタート役員にも時に問題を指摘した。
- ・ コントロールでは音と光を全て確認し、全コントロールをそれぞれ音と光を確認したため、センサはOFFからスタートの確認と手動に切り、日本オリエンティングクラブ(サイトライン)の規格と異なる場合はある。
- ・ しかしながら、3ヶ所のポスト(7.16.22)の記録が残っていないため、SEステーションの記録の確認をお願い。
- ・ 万が一記録が残っていない場合は、SEステーションにも電池残量が適正であるか確認するようを要求する。

以上

提出者の氏名 三瀬 遼太郎

提出者の所属 福岡県大野オリエンティングクラブ

提出者の参加クラス M2

横大宇 笠井虹彦様、 榎川翔 様  
早大OC 阿部朱莉様 三瀬 達太郎様、

SIステーションに記録が残っていないので  
救済はできない

当該者のSIカードのバッテリー TESTを  
行、たしこ30分(バッテリーは残っている状態)  
で完了、

実行委員会

(補足)

上の回答だけでは分かりづらいが、実行委員会側から「タッチフリーの場合そもそもステーションに記録が残らない。ステーションに記録が残っていない以上(通過を証明するものはなく)失格を取り消すことはできない」という旨の説明を口頭で対象選手に対して行なった。以下の提訴ではその内容に対する事項が含まれているのでご注意ください。

## 提訴状

大会実行委員会 御中

私は、下記の事項に関して提訴いたします。

### 記

当該ポストにおいて音と光を確認しました。そのため、私は当該ポストを通過しており、競技者としての義務を果たしています。

運営者の方の回答では、SIACを使用している場合、SIステーションの方に通過記録が残らず、通過証明が不可能なため、DTSQであるとのことでした。

通過証明が不可能であるにも関わらず、私は、競技者としての義務を果たしているにも関わらず、本件は競技者の責任とされていることに不服を申し立てます。

私の運営側は、例えば全コントロールに人員を配置する等を通して通過証明とすることもあり、そのような対策を怠ったことは運営者側に不備があると考えます。

このような責任の所在が明らかではない事実を一方的に競技者の過失とせしめることに異議を申し立てます。

従って、本件については、競技者の失格を撤回し、正式な記録として扱うことを求めます。

以上

提出者の氏名 三浦 遼太郎 阿部 未莉

提出者の所属 早稲田大学オリエンティングクラブ (早大OC)

提出者の参加クラス Mc Ns

## 回答

調査依頼の回答の通り、失格とする。

競技者は、SIACの発する光と音の確認で  
通過判断する義務がある。

SIACのシステムは、SIACチップが通過の記録を  
したときのみ、音と光を発信する仕組みとなっている。

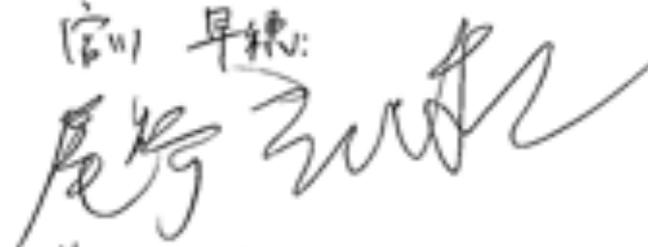
(Sport ident社のS/2ニール10ページを参照)。

また本件において、通過証明のため全コントロールに  
人員を配置する必要はない。

全コントロールの人員配置については、日本オリエンタリーフ規則に  
規定がない。

今大会においては、運営のリソース上、全コントロールへの人員を  
配置することはできないと運営責任者が判断した。

従って、人員の配置を行わなかったことは、運営者の不備ではない。

富川 早穂  
  
藤生 孝志